

## 令和8年度利府町地域産業活性化事業補助金のご案内

利府町では、地域資源及び地域産業の活性化促進のため、ふるさと納税返礼品の開発及び改良に取り組む事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

### 【補助対象事業】

- (1) 新たな返礼品の開発事業（以下「返礼品開発事業」）
- (2) 既存返礼品の改良事業（以下「返礼品改良事業」）
- (3) 返礼品の開発等に係る設備及び機器導入事業（以下「設備等導入事業」）

### 【補助対象事業及び補助限度額】

	区 分	補助率	限度額
1	返礼品開発事業	補助対象経費の 4/5	100万円
2	返礼品改良事業	補助対象経費の 3/5	
3	設備等導入事業	補助対象経費の 4/5	1,000万円

※ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額となります。

### 【受付期間】

- (1) 返礼品開発事業及び返礼品改良事業の場合

令和8年6月19日（金）から令和8年12月18日（金）まで

- (2) 設備等導入事業の場合

令和8年6月19日（金）から令和8年7月21日（火）まで

※ ただし、令和9年2月26日（金）までに事業を完了し、同年3月12日（金）までに実績報告書の提出ができること。

※ 設備等導入事業については、令和8年7月30日（木）に実施するプレゼンテーション審査会により採択者を決定します。

## 1 補助対象者

利府町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者として登録している事業者のうち、次の要件のすべてを満たす事業者

- (1) 町税等の滞納がないこと。
- (2) 補助対象事業を活用した返礼品について、補助金の交付決定を受けた日から3年以上提供することができること。

## 2 交付対象外の事業者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその事業活動を支配する事業者又は暴力団員をその事業に参加させ、若しくはその事業の支援事業者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む事業者
- (3) 営業に関して必要な許認可等未取得していない事業者
- (4) 政治団体及び宗教法人又はこれらに類する団体等である事業
- (5) 申請に属する年度において、この補助金の交付を受けたことがある事業

## 3 補助対象事業

- (1) 新たな返礼品の開発事業
- (2) 既存返礼品の改良事業
- (3) 返礼品の開発等に係る設備及び機器導入事業

#### 4 補助対象経費

補助対象事業	区 分	内 訳
返礼品開発事業 及び返礼品改良 事業	謝金	専門家からの開発等の指導を受けた場合の謝礼金
	交通費	指導を受けるために招いた外部専門家等に支払う旅費
	消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品購入費
	印刷費	包装紙、シール、商品ラベル等の印刷費
	委託料	商品のデザイン委託費、試作品等の外注加工費
	手数料	各種許認可の取得費、成分分析又は検査費用
	原材料費	試作に使用する原材料費
	賃借料	設備及び機器のリース料
設備等導入事業	備品購入費	返礼品の製造に必要な備品の購入費

※人件費、通常事業の運転資金、その他返礼品の開発等と関連が低い経費等については、補助対象経費としない。

## 5 応募必要書類

応募に必要な書類は利府町オフィシャルサイトからダウンロードしてください。ダウンロードができない場合は、利府町商工観光課窓口においてください。

### 【設備導入事業の場合】

#### (1) 補助対象事業の採択申請書の提出

- ① 地域産業活性化事業採択申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ 補助対象経費の積算が確認できる書類の写し
- ⑤ 未納がないことを証明できる書類（国税・県税・市町村民税）
- ⑥ その他町長が必要と認める書類



審査会採択後

#### (2) 交付申請書の提出

- ① 補助金等交付申請書（様式第5号）
- ② 事業計画書（様式第6号）
- ③ 収支予算書（様式第7号）
- ④ 誓約書（様式第3号）

### 【返礼品開発事業及び返礼品改良事業の場合】

#### (1) 交付申請書の提出

- ① 補助金等交付申請書（様式第5号）
- ② 事業計画書（様式第6号）
- ③ 収支予算書（様式第7号）
- ④ 誓約書（様式第3号）

## 6 審査会について

設備等導入事業を申請の場合は、令和8年7月30日（木）にプレゼンテーション審査会を実施いたします。また、プレゼンテーションの審査項目は以下のとおりです。その他の詳細につきましては、プレゼンテーション対象者宛てに別途お知らせいたします。

	審査項目	審査事項
1	会社概要 (配点：10点)	企業の経営状況
		返礼品事業者としての実績
2	事業計画 (配点：30点)	計画の実現性
		収支の適正
		費用対効果
		事業の継続性
		人員体制
3	返礼品の内容 (配点：55点)	産品の利用状況
		返礼品の適切
		返礼品の需要
		返礼品の価格
4	まちづくりへの展開 (配点：25点)	町への貢献
		地域に与える影響

## 7 交付の条件

- (1) 事業の内容を変更又は事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第8号により町長の承認を受けること。ただし、事業に要する経費の配分の20%以下の変更にあっては、この限りでない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第8号により町長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けること。
- (4) 第13条に規定する期間内に補助対象事業により取得したものを処分し、又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは

担保に供する場合には、あらかじめ町長の承認を得なければならない。この場合において、事業者収入があるときは、その全部又は一部を町長の指示により納付すること。

## 8 実績報告書

事業完了後速やかに実績報告書を提出してください。

実績報告書提出期限：令和9年3月12日（金）

期限までに実績報告書の提出がない場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

なお、事業完了とは、令和9年2月26日（金）までに事業に係る経費の支払いが完了していることが条件となります。

- (1) 補助事業等実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業実績書（様式第10号）
- (3) 収支精算書（様式第11号）
- (4) 支出の内訳及び支出したことが分かる書類の写し
- (5) 事業の成果が分かる書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

## 9 注意事項

### (1) 支払方法について

- ① 小切手・手形による支払いは不可です。また、申請者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。
- ② クレジットカードによる支払は、補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。（ただし、法人であれば法人の通帳からの引落としが確認できるもののみ。個人通帳は不可。個人事業主は事業専用通帳から引落し確認できるもののみ。）
- ③ 決済は法定通貨でお願いします。仮想通貨・クーポン・特典ポイント・金券・商品券の利用等は認められません。

### (2) 電子商取引等について

- ① インターネットにおいて電子商取引（オークション不可）を行う場合でも、「証拠資料等 によって支払金額が確認できる経費」のみが対象となります。適切な経理処理の証拠となる書類（取引画面を印刷したもの等）を整理・保存・提出・ができることを把握してから取引をしてください。
- ② 実際に経費支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認できる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない等の場合には、補助対象にできません。
- ③ 電子マネーでの支払をしようとする場合でも、補助事業者からの支出であることに加え、上記と同様、補助金で求められる、一連の経理処理の証拠となる書類を整理・保存・提出ができるものであることが条件です。

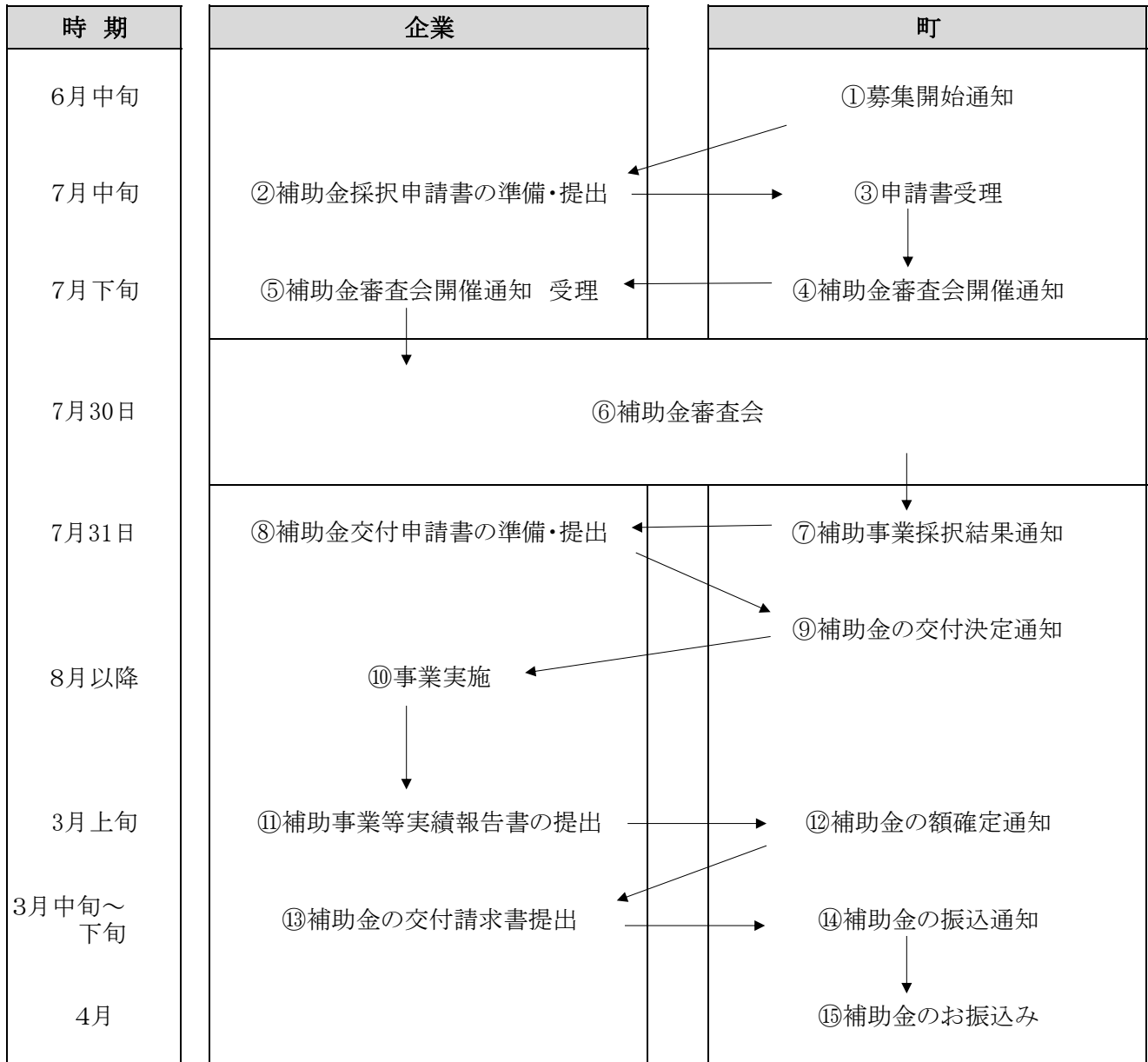
（3）補助金で購入した取得財産等について

- ① 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては「処分制限財産」に該当し、一定の期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間）において処分（目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。
- ② 処分制限期間内に処分する場合には、必ず町長の承認を受けてください。また、処分することにより収入があるときは、その全部又は一部を納付していただく場合があります。
- ③ 取得財産等の台帳を作成して保管状況を明らかにするとともに、交付対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。

（4）法人等又はその役員等が暴力団等に関係するものであると確認された場合、交付決定を行わない（補助金交付申請時）又は交付決定の取消（交付決定後）などの措置が講じられます。

（5）申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適切な経理があった場合は、補助金の返還を求めることがあります。

## 令和8年度利府町地域産業活性化事業補助金フロー



- ※ 概算払いが必要な場合は別途申請が必要になります。
- ※ 返礼品開発事業、返礼品改良事業の場合は「⑧補助金交付申請書の準備・提出」がスタートとなります。
- ※ 時期についてはイメージです。事業の進捗や書類申請のタイミングによって変動します。

### 【書類の提出・問い合わせ先】

〒981-0112 宮城県利府町利府字新並松4番地  
 利府町 経済産業部 商工観光課 シティセールス係  
 電話 022-767-2120 FAX 022-767-2107  
 Eメール [citysales@rifu-cho.com](mailto:citysales@rifu-cho.com)  
 午前8時30分から午後5時15分まで(土日・祝日を除く)